

知っておきたい国民健康保険

社会保険など他の健康保険に加入したとき

社会保険など他の健康保険に加入したときは、国民健康保険の資格喪失の手続きが必要で

社会保険の被保険者証が交付されるまでの間、国民健康保険被保険者証を使用すると、町が負担した医療費を返還していただく場合がありますので、必ず資格喪失の手続きを行ってください。

- ◎**手続きに必要なもの**
- ・ 他の健康保険から交付された被保険者証
 - ・ 国民健康保険被保険者証
 - ・ 印かん
 - ・ 個人番号(マイナンバー)が確認できるもの

修学のため、家族と離れて他の市町村に住むとき

修学のため、他の市町村へ転出する方は、届出により横芝光町の国民健康保険

の被保険者となることができます。この場合は、すでに在学している方も含めて、毎年被保険者証の交付手続きが必要で

◎**手続きに必要なもの**

- ・ 在学証明書(4月1日以降に発行されたもの)
- ・ 印かん
- ・ 個人番号(マイナンバー)が確認できるもの
- ※ 学校を卒業後、他の保険に加入したときは、資格喪失の手続きをしてください。

被保険者証の再発行

被保険者証を紛失したり、誤って破いてしまったときは、被保険者証を再発行できます。

◎**手続きに必要なもの**

- ・ 本人確認ができる証明書(運転免許証など)
- ・ 印かん
- ・ 個人番号(マイナンバー)が確認できるもの

国民健康保険税の納付

国民健康保険税は、4月から翌年3月までの1年分を8期に分けて納付していただきます。

国民健康保険税に未納があると、通常の被保険者証の代わりに『短期被保険者証』(有効期間3か月以内のもの)が交付され、また納期限から1年を過ぎても未納がある場合は、被保険者証を返還していただき、代わりに『被保険者資格証明書』(被保険者証とは異なり、医療費はいったん全額自己負担となります)が交付されることがあります。

高額療養費支給申請のお忘れはありませんか

1か月(月の初めから終わりまで)の医療費(※1)が自己負担限度額(※2)を超えた場合、申請するとそ

の超えた分が高額療養費として支給されます。

該当する方には、診療を受けた月のおおよそ2か月後に住民課国保年金班から高額療養費支給申請のお知らせを送付しますので、通知が届きましたら、忘れずに申請をお願いします。

問(制度に関すること)

住民課国保年金班

☎(84)1214

税務課収納対策班

☎(84)1212

(納税に関すること)

(※2)自己負担限度額 70歳以上の方

所得区分		外来(個人単位)の限度額	外来+入院(世帯単位)の限度額
現役並み所得者	同一世帯に、住民税課税所得が145万円以上の70歳以上75歳未満の国民健康保険被保険者がいる方	57,600円	80,100円+(医療費の総額-267,000円)×1%
一般	現役並み所得者、低所得Ⅱ・Ⅰ以外の方	14,000円 [年間上限144,000円]	57,600円
低所得Ⅱ	同一世帯の世帯主と国保被保険者が住民税非課税の方(低所得Ⅰ以外の方)	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ	同一世帯の世帯主と国民健康保険者が住民税非課税でその世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる方	8,000円	15,000円

(※2)自己負担限度額 70歳未満の方

所得区分	自己負担限度額(月額)		
	限度額(3回目まで)	限度額(4回目以降)	
住民税課税世帯	901万円超	252,600円+(医療費の総額-842,000円)×1%	140,100円
	600万円超 901万円以下	167,400円+(医療費の総額-558,000円)×1%	93,000円
	210万円超 600万円以下	80,100円+(医療費の総額-267,000円)×1%	44,400円
	210万円以下	57,600円	44,000円
住民税非課税世帯		35,400円	24,600円